

刑事法

解答上の注意

1. 問題用紙は3頁、解答用紙は3枚（刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法のそれぞれについて1枚）、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法の配点比率は、5：4：6です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
7. 問題の内容についての質問には、応じません。
8. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

刑法 第1問

次の事例を読んで、Xの罪責を論じなさい。ただし、建造物侵入罪の成否については論じる必要がない。

Aは、複数の支店を展開しているビンテージ専門のB衣料品店に務めていた。B衣料品店の支店では支店長が支店の鍵を管理しており、営業日の店の解錠及び施錠は支店長の職務となっていた。

Aは、数年間B衣料品店がCビルに出店しているD支店の支店長を務めていたが、業績不振の責任を取る形で、D支店の仕入れ担当主任に降格され、D支店には別の支店長が赴任した。Aは、D支店の業績が振るわなかった要因として大きいのは本社の支援が不十分であったことであると考えており、自らの降格人事には不満を覚えていたが、支店長交代後もD支店の業績は悪化する一方であったことから、B衣料品店に対する不信感が頂点に達し、遂に退職を決意した。

Aは単に退職するだけでは、B衣料品店に降格人事が間違っていたことを分からせることはできないと考えて、退職時にB衣料品店の商品のうち自分が本当に価値があるとして目利きしたものを持ち出すことを計画した。Aは、予め、残業をするといって、現支店長から店の鍵を預かると合鍵を作製しておいた。そのうえで、退職日当日の深夜、D支店に忍び込み、店内の商品をじっくり吟味したうえで10点を選びすぐり、自ら持参した鞆に詰めて、店を出ようとした。Cビルには監視カメラが導入されていたが、Aはそのことを認識しておらず、まったく警戒していなかった。

Xは、B衣料品店の別の支店でAの部下として働いた経験を有していたが、現在は警備会社に転職し、Cビルに警備員として勤務していた。Xは、監視カメラの映像を確認していたところ、AがD支店で深夜に衣類を選びすぐっている場面を目撃した。Xは、AがD支店の支店長へと昇進したことまでは知っていたが、その後に降格したことは知らなかった。Xは、支店長が業務として深夜に商品である衣類を持ち出すことは有り得ないはずであるから、Aは何らかの事情で衣類を店に無断で持っていかようとしているのかもしれない、と感じた。またXは、ちょうどその時間帯が、警備員の同僚であるEがD支店の入居しているフロアを巡回する頃であり、このままではAはEに発見されてしまう、と思った。Xは、AにはB衣料品店勤務時代に丁寧に指導してもらい強い恩義を感じていたことから、Aが捕まるのは避けたいと思い、Eに無線で連絡し、監視カメラ画像を確認してもらいたいと告げて、警備員室に戻ってきてもらった。

XがEを警備員室に呼んだために、Aは、Eに発見されることなく、10点の選りすぐりの商品を鞆に詰めて、Cビルを後にした。

刑法 第2問

次の事例を読んで、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

Xは、以前空き巣被害に遭ったが、その際にA警察署の警察官が、Xの指紋を採取したうえに、あたかもXが被疑者であるかのように、執拗に、自作自演ではないのかとの疑いを向けてきたことから、A警察署に対して強い不信感を抱いていた。

Xは、A警察署の不祥事や怠慢に関する情報を収集してみたところ、インターネット上でA警察署へ不満を述べている人が複数発見できた。そこでXは、A警察署には構造的な問題があることを告発するウェブサイト「A警察署の闇」を開設した。Xは、当初は新聞で報道された過去のA警察署の不祥事についてだけを紹介していたが、思うように閲覧数が伸びなかったことから、もっとインパクトのあるコンテンツを掲載する必要があると考え、A警察署では毎月署を上げて大宴会を繰り広げており、若手警察官に飲酒を強要したり、店を汚して複数の店から出入り禁止を告げられているなどという、インターネット上の掲示板に掲載されていた真偽不明の情報をサイトに掲載した。さらにXは、A警察署の警察官は、酩酊したあげく、殴り合いのけんかをして顰蹙を買ったこともあるようだ、という自ら想像した内容も掲載内容に付け加えた。

このコンテンツ追加により、「A警察署の闇」の閲覧数は上昇したが、サイトに設置していたコメント欄には、このサイトの内容は虚偽である、A警察署の警察官は誠実で、いつも親切にしてくれているなどというコメントが多数寄せられ、Xが意図したような反応は得られなかった。また、A警察署に苦情が寄せられることもなく、「A警察署の闇」が他のウェブサイトで紹介されたり、マスメディアで報じられたりすることもなかった。

そのことに業を煮やしたXは、A警察署を困らせることを目的として「A警察署の闇」の新たなコンテンツとして、「緊急速報！あまりに不正がひどいA警察署に対し、この度爆弾が仕掛けられたとの情報が入りました。」という架空の情報を掲載し、SNSを通じてこの情報を広く拡散した。

A警察署では、「A警察署の闇」を閲覧した者からの通報を受けて、1日ばかりで多くの署員が署内の隅々までを点検したが、爆弾は発見されなかった。

Xは、報道により、A警察署が混乱したことを知り、満足した。

刑事訴訟法

次の【事例】を読んで、後の小問1、小問2、小問3に答えなさい。なお、各小問の配点比率は1：4：5である。

【事例】

Aは認知症の実父Vの介護を行っていたが、その介護に追われる生活に疲弊し、自宅内でVに対して暴行を加えたところ、Vは意識を失ってぐったりと倒れた。AはVを病院に連れて行こうとして、自らが所有する乗用車にVを乗せて出発したが、運転している途中で、もうVの介護から逃れたいと考えて、Vを奥多摩の甲山の登山道脇に放置して、帰宅した。翌日、Vの死体が登山客によって発見された。

AはVに対する傷害致死と保護責任者遺棄の事実で起訴された。被告人と弁護人は、傷害致死の事実については争わないとした上で、保護責任者遺棄の事実について、Aが遺棄した時点でVは死亡しており、Aは死体を遺棄した旨の事実を主張した。検察官は、Vの死亡推定時刻を立証するために、法医学者Dが作成した(1) 鑑定書の証拠調べを請求した。

その後、検察官は、死体遺棄の事実について予備的に訴因を追加した。(2) 裁判所は、証拠調べの結果、AがVを遺棄した事実については合理的疑いを超える証明があるという心証を抱いた。しかし、AがVを遺棄した時点において、Vが生きていたのか、死亡していたのか、そのいずれが事実なのかは不明だという心証を抱いた。

小問1 下線部(1)の書面について、弁護人が不同意意見を述べた。検察官がなおこの書面の証拠採用を求める場合、検察官はどのような対応をとるべきか。条文上の根拠を挙げつつ、簡潔に説明しなさい。

小問2 「疑わしきは被告人の利益に」原則の意味とその根拠を説明しなさい。

小問3 下線部(2)について、裁判所は判決中でどのような判断をすべきかを論じなさい。